重要事項説明書 (指定介護老人福祉施設サービスの内容)

1 利用者(被保険者)

御利用者氏名 様

要介護状態区分	要介護()	
要介護認定有効期間	年 月 日から	
安川	年 月 日まで	
認定審査会意見	介護保険被保険者証の認定審査会の意見及びサービスの 種類の指定欄に記載のとおり	

2 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 博悠会	
法人の所在地	長野市吉田四丁目 19番5号	
法人種別	社会福祉法人	
代表者名	荒木 智子	
電話番号	0 2 6 - 2 1 7 - 7 7 4 4	

3 ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホームフランセーズ悠	
施設の所在地	長野県長野市大字大豆島360番地3	
施設長名	宮澤 美津子	
電話番号 FAX 番号	$0\ 2\ 6 - 2\ 5\ 1 - 1\ 6\ 5\ 1$ $0\ 2\ 6 - 2\ 2\ 1 - 5\ 3\ 3\ 1$	
事業の種類	介護老人福祉施設	
指定番号	2070100579	
指定年月日	平成 11 年 12 月 27 日	
定員	131 人	

4 施設の概要

特別養護老人ホーム・デイサービス・ケアハウス(併設施設含む)

敷地		4, 434. 47 m ²	
	住 所	長野市大字大豆島360番地3	
建物	構造延べ床面積	鉄筋コンクリート三階建・鉄骨三階建 7,126.51㎡	
	利用定員 特養131名・短期入所19名(介護予防含む)・老人デ ビス30名(介護予防含む)・ケアハウス24名		

(1) 居室(うち、短期入所生活介護入所者の専用居室は7室19名分です。)

居室の種類	居室数	面 積	一人あたり面積
一 人 部 屋 ()内は短期入所分	3室 (3室)	43.55 m² (45.73 m²)	1 4. 1 8 m ² (1 5. 2 4 m ²)
二 人 部 屋 ()内は短期入所分	8室(0室)	177.08 m²	1 1. 0 7 m²
三 人 部 屋 ()内は短期入所分	4室 (0室)	1 4 1.8 0 m²	11.81 m²
四 人 部 屋 ()内は短期入所分	25室 (4室)	1 1 1 0.1 3 m ² (1 7 7. 3 5 m ²)	1 1. 1 0 m ² (1 1. 0 8 m ²)

[※] 指定基準は、居室一人当たり 10.65 m²です。

(2) 主な設備 (特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・デイサービス)

設備の種類	室数等	面積	一人当たり面積
食堂 機能訓練回復室 ()内は短期入所分	5室 (1室)	3 7 1. 1 4 m ² (7 5. 3 8 m ²)	2. 83 m ² (3. 97 m ²)
浴室・脱衣室 ()内は短期入所分	5室 (1室)	184.76 m² (32.83 m²)	
★地域交流スペース	2室	2 3 9. 0 9 m²	
★医務・看護室	2室	48.01 m²	
★静養室	1室	12.94 m²	
★喫茶コーナー	1室	11.90 m²	
★厨房関連エリア	1室	1 4 4. 4 3 m²	

★は共用エリア

5 体制 別紙のとおり。

6 勤務体制等

施設長	就業規則に定める勤務時間帯常勤で勤務	
生活相談員	就業規則に定める勤務時間帯常勤で勤務	
介護職員	就業規則に定める勤務時間帯常勤で交替勤務	
看護職員	就業規則に定める勤務時間帯常勤で交替勤務	
機能訓練指導員	就業規則に定める勤務時間帯常勤で勤務	
介護支援専門員	就業規則に定める勤務時間帯常勤で勤務	
配置医師	毎週火曜日の午後1:00~3:00 (大門東クリニック 山口医師) 毎週水曜日の午後1:00~3:00 (磯村クリニック 磯村医師)	
管理栄養士	就業規則に定める勤務時間帯常勤で勤務	

7 施設サービス内容の概要説明

(1) 介護基本方針

基本方針	内 容
自立支援介護 個別対応ケア 人権の擁護	 ・ 当施設では、御利用者様がその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになることを目指した支援を行います。 ・ 御利用者様のご意思、人格を尊重し、常にその方の立場に立ったサービス提供を心がけます。 ・ 明るく家庭的な雰囲気を大切にし、ご家庭はもちろん、地域や市町村等との連携を重視した運営を行います。 ・ 御利用者様の人権を擁護し虐待やハラスメント防止体制の整備と職員研修を行います。 ・ サービス提供に当たっては、介護保険等関連情報などを有効活用いたします。 ・ サービス計画に基づくケアを進める中で、その趣旨、費用等については、別にご説明いたしますので、ご理解をお願い致します。

(2) 介護保険給付サービス

種 類	内 容		
栄養管理 食 事	 御利用者様の栄養状態の維持改善を図り、自立した日常生活を営むことができることを目指し、専属の管理栄養士が献立した食事を提供します。 食事はできるだけ離床して食堂で召しあがっていただけるよう配慮しています。 食事予定時間 報食 (7:30~8:30) 昼食 (12:00~13:00) 夕食 (17:30~18:30) 		
排 泄	・ 御利用者様の身体状況に応じた排泄をお手伝いするとともに、 排泄の自立についても援助を行います。		
入浴	・ 入浴は週2回、定期的に行います。・ 入浴が困難な場合は、シャワー浴又は清拭を行います。・ 寝浴、チェアー浴などの機械を用いた特殊浴槽のご用意もあります。		
離床・着替え・整理	 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えた昼夜の着替え、入浴時の定期的な着替えを行います。 清潔保持のため入浴時の他必要に応じて着替えを行います。 個人としての尊厳に配慮し、室内外の適切な整理が行われるよう援助いたします。 シーツ交換は週1回行います。 寝具やベッド周りの衛生管理に努めます。 		
機能訓練	機能訓練は専門の機能訓練指導員により御利用者様の身体の状況に適合した機能訓練を行ない、身体的機能の低下を防止するよう努めます。 当施設の所有するリハビリ器具歩行器 プラットホーム 交互歩行器 4点ステッキ 車椅子 杖 平行棒 訓練用ゲーム その他		
健康管理	・ 医師及び看護職員によって常に御利用者様の健康の状況に注意 すると共に、健康保持のための適切な措置をとって参ります。		
衛生管理	・ 感染症や食中毒の発生及び蔓延を防止するための措置を徹底するとともに職員教育や訓練を行います。		
口腔衛生	・ 御利用者様の状態に応じた計画的な口腔衛生管理を行います。		
相談対応	・ 当施設は、御利用者様やその御家族様からの相談について、真 摯に応じますので、スタッフにお気軽にお声かけください。		

	· 担当者 生活相談員 宮沢 康太郎
+□ * /k / * / * →	・ 電 話 026-251-1651
相談窓口	• FAX 0 2 6 - 2 2 1 - 5 3 3 1
	・ 受付時間 平日 午前9時から午後5時の間
	・ 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での
	生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション等の行事
	を企画します。
社会生活上の便宜	・ 年間の施設行事計画に基づいて行うレクリエーションの例
	新年会、節分会、ひな祭り、お花見、鯉のぼり運動会・菖蒲湯、
	七夕会、夏祭り、敬老会、秋祭り、クリスマス会、折紙教室、コ
	ンサート、紙芝居、セラピードッグなど

(3) 介護保険給付外サービス

サービスの種類	内容
理容・美容	・ 出張による理美容サービスをご利用いただけます。

(4) その他

営業日・営業時間	• 通年営業	・24時間
----------	--------	-------

8 利用料金

(1) 法定給付

あなたの介護サービス費負担割合は○印該当欄のものです。

介護サービス費(介護報	1割	2割	3割	算定根拠
酬の告示上の額を 10 割				(単価×日数ほか)
とします。)				

※ 介護老人福祉施設サービス費(従来型)のうち利用者負担金分(1割負担時)

	たの該当区分は の欄の○印です	1日当たりの利用料金		
		介護度	施設介護サービス費	利用者負担金
		要介護度1	5, 972円	598円
従 来		要介護度2	6,682円	669円
型		要介護度3	7, 422円	7 4 3 円
個室		要介護度4	8, 132円	814円
		要介護度 5	8,831円	884円

まめじま 20250201

	要介護度1	5, 972円	598円
多	要介護度2	6,682円	669円
床	要介護度3	7, 422円	743円
室	要介護度4	8, 132円	814円
	要介護度 5	8,831円	884円

(2) 食費

あなたの該	介護保険	R険適用時の1日当たりの利用料金		
当区分は下記の欄の○	利用者段階別	食費	利用者負担限度額	
	〔第1段階の利用者〕	1,603円	300円	
	〔第2段階の利用者〕	1,603円	390円	
	〔第3段階①の利用者〕	1,603円	650円	
	〔第3段階②の利用者〕	1,603円	1,360円	
	〔第4段階の利用者〕	1,603円	1,603円	

(3)居住費

	/ 冶压貝					
あなたの該当		1日当たりの利用料金				
	けは下記の ○印です	利用者段階別	居住費	利用者負担額		
% *		〔第1段階の利用者〕	1,260円	380円		
従来型		〔第2段階の利用者〕	1,260円	480円		
個		〔第3段階の利用者〕	1,260円	880円		
室		〔第4段階の利用者〕	1,260円	1,260円		
多中		〔第1段階の利用者〕	915円	0円		
床室		〔第2段階の利用者〕	915円	430円		

	〔第3段階の利用者〕	915円	430円
	〔第4段階の利用者〕	915円	915円

※ 入院・外泊時の居住費 初日・最終日を除く日数。 7日目以降居室確保する場合、個室は全額自己負担となります。

(4) その他の加算(利用者負担額は1割負担時)

4) その他の加昇(利用者負担額は1割負担時)		
・日常生活継続支援加算	1日当たり	365円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>37円</u> です
・看護体制加算 I ロ	1日当たり	40円
	ただし、利用者負担額	<u>4円</u> です
看護体制加算Ⅱ口	1日当た	81円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>9円</u> です
• 夜勤職員配置加算	1日当たり	131円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>14円</u> です
・生活機能向上連携加算 (I)	1月当たり 1,	0 1 4 円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	102円です
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	1月当たり 2,	028円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
・個別機能訓練加算 (I)	1日当たり	121円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>13円</u> です
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月当たり	202円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
個別機能訓練加算(Ⅲ)	1月当たり	202円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
・ADL維持等加算(I)	1月当たり	3 0 4 円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月当たり	608円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>61円</u> です
• 若年性認知症利用者受入加算	1日当たり 1,	216円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
・障害者生活支援体制加算 (I)	1日当たり	263円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	
・障害者生活支援体制加算(Ⅱ)	1日当たり	415円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>42円</u> です
・入院・外泊時費用	1日当たり 2,	494円
(初日・最終日を除く6日間以内)	ただし、利用者負担額	250円です
・外泊時在宅サービス利用費用	1日当たり 5,	678円
(初日・最終日を除く6日間以内)	ただし、利用者負担額	568円です
・初期加算(入所後30日間のみ)	1日当たり	3 0 4円
(30日を超える入院後の再入所も適用)	ただし、利用者負担額	<u>31円</u> です

				20250201
• 再入所時栄養連携加算		1回当た	2	,028円
・再入所時栄養連携加算 (再入所時1回限度に算定)				203円です
• 退所時等相談援助加算				_
退所前後訪問相談援助加算	(入所中1回・	退所後 1	回) 4	, 664円
				<u>467円</u> です
退所時相談援助加算	(退所時1回)		4	
				406円です
退所前連携加算	(退所時前1回		5	
				<u>507円</u> です
退所時情報提供加算	(1人1回に関			
				<u>254円</u> です
• 退所時栄養情報連携加算				
(1月1回を限定して算定)		ただし、	利用者負担額	<u>71円</u> です
・協力医療機関連携加算(I)		· 1月当た		507円
				<u>51円</u> です
協力医療機関連携加算(Ⅱ)				
				<u>5円</u> です
・栄養マネジメント強化加算			_ b	
				<u>12円</u> です
• 経口移行加算				
		ただし、	利用者負担額	29円です
・経口維持加算 I			9 4	
				406円です
経口維持加算Ⅱ			- b 1	
		ただし、	利用者負担額	102円です
・口腔衛生管理加算 (I)			 _ り	
		ただし、	利用者負担額	92円です
口腔衛生管理加算(Ⅱ)			- b 1	
		ただし、	利用者負担額	<u>112円</u> です
•療養食加算			<u>-</u> り	
(1日3回を限度に算定)				6円です
• 特別通院送迎加算		1月当た	- b 6	,023円
				603円です
·配置医師緊急時対応加算(日中	中診療時間外)			
				330円です
配置医師緊急時対応加算(早朝	期・夜間時)		·	
				660円です
配置医師緊急時対応加算(深る	友時)		- b 1 3	
				<u>,319円</u> です
・看取り介護加算 (I) (施設外	死亡時)	1日当た	<u>-</u> り	730円

(死亡日以前31日以上45日以下) 看取り介護加算 (I) (施設外死亡時) (死亡日以前4日以上30日以下) 看取り介護加算 (I) (施設外死亡時) (死亡日の前日及び前々日) 看取り介護加算 (I) (施設外死亡時) (死亡日) 看取り介護加算(Ⅱ)(施設内死亡時) (死亡日以前31日以上45日以下) 看取り介護加算(Ⅱ)(施設内死亡時) (死亡日以前4日以上30日以下) 看取り介護加算(Ⅱ)(施設内死亡時) (死亡日の前日及び前々日) 看取り介護加算(Ⅱ)(施設内死亡時) (死亡日)

- 在宅復帰支援機能加算
- · 在宅、入所相互利用加算
- ・認知症専門ケア加算 (I)

認知症専門ケア加算(Ⅱ)

・認知症チームケア推進加算(I)

認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所した日から起算して7日以内限度)
- ・褥瘡マネジメント加算 (I)

褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)

排泄支援加算(I)

排泄支援加算(Ⅱ)

排泄支援加算(Ⅲ)

• 自立支援促進加算

ただし、利用者負担額 73円です 1日当たり 1,460円 ただし、利用者負担額 146円です 1日当たり 6,895円 ただし、利用者負担額 690円です 12,979円 1日当たり ただし、利用者負担額1,298円です 1日当たり 730円 ただし、利用者負担額 73円です 1日当たり 1,460円 ただし、利用者負担額 146円です 1日当たり 7,909円 ただし、利用者負担額 791円です 1日当たり 16,021円 ただし、利用者負担額1,603円です 1日当たり 101円 ただし、利用者負担額 11円です 1日当たり 405円 ただし、利用者負担額 41円です 1日当たり 30円 ただし、利用者負担額 3 <u>円</u>です 1日当たり 40円 ただし、利用者負担額 4円です 1月当たり 1, 521円 ただし、利用者負担額 153円です 1月当たり 1,216円 ただし、利用者負担額 122円です 1日当たり 202円 ただし、利用者負担額 21円です 1月当たり 30円 ただし、利用者負担額 3円です 1月当たり 131円 14円です ただし、利用者負担額 1月当たり 101円 1 <u>1 円</u>です ただし、利用者負担額 1月当たり 152円 ただし、利用者負担額 16円です 1月当たり 202円 ただし、利用者負担額 21円です 1月当たり 2,839円 ただし、利用者負担額 284円です

・科学的介護推進体制加算 (I)	1月当たり	405円
	ただし、利用者負担額	<u>41円</u> です
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	1月当たり	507円
	ただし、利用者負担額	<u>51円</u> です
• 安全対策体制加算	1日当たり	202円
(入所初日に限り)	ただし、利用者負担額	<u>21円</u> です
・高齢者施設等感染対策向上加算(I)	1月当たり	101円
	ただし、利用者負担額	<u>11円</u> です
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月当たり	50円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>5円</u> です
• 新興感染症等施設療養費	1目当たり 2,	4 3 3 円
(1月1回、連続する5日を限定して算定)	ただし、利用者負担額	<u>244円</u> です
・生産性向上推進体制加算 (I)	1月当たり 1,	0 1 4円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	102円です
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月当たり	101円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>11円</u> です
・サービス提供体制強化加算(I)	1目当たり	223円
	ただし、利用者負担額	<u>23円</u> です
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日当たり	182円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>19円</u> です
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	1目当たり	6 0 円
	ただし、 <u>利用者負担額</u>	<u>6円</u> です
	パッカールカーな曲ナーカーニナーな	501100/

- ・介護職員等処遇改善加算 (I) 施設介護サービス費に加算費を加えた額の14.0% ただし、利用者負担額は上記の1/10
- ・介護職員等処遇改善加算 (II) 施設介護サービス費に加算費を加えた額の13.6% ただし、利用者負担額は上記の1/10
- ・その他、介護保険法に定められた介護報酬の告示上の費用。
- ※ 基本サービス費並びにその他加算における御利用者様負担額は1割負担時の額となります。
- ※ 保険料を滞納した場合は、一旦、御利用者様が施設介護サービス費全額を支払い、その後市町村に対して保険給付分を請求して頂くことになります。

(5) 法定外費用

区分	利用者負担金		
理容・美容サービス	・実費負担		
持込み電気器具使用	・電気製品1品目につき1日50円		
自己選択に基づく食事	・要した費用の実費 (出前・外1	食等)	
追加室料	追 加 室 料	確認欄	

	· 一般個室 1日 1,000円		
	*専有面積、景観		
	・二人部屋 I 1 日 7 5 0 円		
	* 専有面積、景観、窓側専有		
	・二人部屋Ⅱ1日 500円		
	* 専有面積		
日常生活に要する費用で本人にご	・喫茶コーナー利用代金・外出時の食事代		
	・日常生活品の購入代金		
負担頂くことが適当である費用 (日用品費・教養娯楽費・その他)	・クラブ活動の費用		
	・その他個人的な要望により購入する物の代金		
文書料	・各種証明書等1,000円~3,000円		

9 利用料金の支払い

- (1) 前記利用料金の請求は、御利用者の退所日又は毎月末日を締切日として、翌月15日までに請求書を送付等して行ないます。
- (2)利用料金のお支払いは、請求月の22日(支払日である22日が休日の場合は、翌日以降直近の銀行営業日)までに、現金又は口座振替依頼書に基づき口座からの自動振替により、お支払いくださいますようお願いいたします。
- (3) お支払いを受けたときは、翌月分の利用料金請求時に領収証を交付いたします。

10 施設の目的と運営の方針

施設の目的	施設サービス計画に基づく適切なサービスを、全ての御利用者様に 提供することを目的とします。	
運営の方針	 御利用者様の状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、食事、 入浴、排泄の介助など日常生活上のお世話、機能回復訓練等を行な うことにより御利用者様の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 関係する地方自治体、地域の保険医療サービス又は福祉サービス と密接な連携を図り、良質なサービスの提供に努めます。 	

11 施設ご利用の際に留意頂く事項

	・ 面会は所定の時間内で行ってください。面会の際は玄関に備付の
	面会簿に記入のうえ、その都度、必ず職員に届けてください。
来訪・面会	・ 来訪者が宿泊を希望される場合は、事前に施設長の許可を得てく
	ださい。
	・ インフルエンザ等感染症の拡大防止のため、面会制限措置を行な
	う場合があります。
外出・外泊	・ 外出、外泊は、事前に行先、帰宅時間を職員に届け出てください。

入院・外泊時の居室 利用 施設医師以外の医 療機関への受診	 入院並びに外泊等の際には、当該期間に限り、短期入所用の居室として活用致します。 入院の際には、退院予定日が分かり次第ご連絡をお願いします。 医療機関等に定期通院する場合の付添い等は、身元引受人又は御家族でお願いします。 主治医から配置医師への通知により、配置医師の定期受診及び投薬を受けることができます。 	
健康保険証・介護保 険証の預り保管	・ 御利用者様の医療機関受診を速やかに行うため、「後期高齢者医療被保険者証」等を、介護保険各種申請援助のため「介護保険被保険者証」等を施設にてお預かりします。	
居室、設備、器具の 利用	・ 施設の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。・ これに反した利用により、破損した場合、賠償していただくことがあります。	
禁煙・飲酒制限	・ 当施設は指定社会福祉施設として、その公共性と公益性に鑑み、ご利用者様の健康への配慮から全館禁煙としておりますので、施設並びに敷地内における喫煙はできません。・ 当施設が提供する居酒屋等の酒類提供サービスの場又は施設長の許可を得た場合を除いて、館内における飲酒はできません。	
食べ物の持込み	・ 施設内に食物を持込むときは、職員にその旨お声かけいただいた上で、飲食の場所等については職員の案内に従ってください。	
迷惑行為等	・ 騒音等他の御利用者様の迷惑となる行為はご遠慮ください。・ また、みだりに他の御利用者様の居室等に立ち入らないようにしてください。	
所持品の持込管理	 ・ 危険物の持ち込みはお断り致します。また、ご持参いただく御身まわり品は、日常生活に必要な限度としてください。 ・ 衣類、日用品の収納は居室内のタンスをご利用ください。 ・ 所持品(特に衣類)にはマジックまたは、縫付けで記名をお願いします。 ・ 2 ㎡以上の布製品を持ち込む際は、「防炎ラベル」表示のものをご選択ください。 	
現金の持込み	・ 現金は必要ありませんので、施設への持込みはご遠慮ください。	
宗教活動、政治活動	・ 施設敷地、建物内での、他者に対する宗教活動及び政治活動等は、 ご遠慮ください。	
動物飼育	・ 施設内へのペットの持込み及び飼育はできません。	

身体拘束について	 御利用者様に対する身体拘束は原則として行いません。 御利用者様に自傷他害等のおそれがあり、緊急やむを得ない場合で他に代替手段がないときは、期間を定めて身体的拘束その他行動を制限する場合があります。 身体的拘束等を行った場合には、その態様、時間、御利用者様の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由等を記録します。
急病、事故等発生時 の措置	・ 施設ご利用中に急病や不慮の事故等が発生した場合には、直ちに 救護措置を講じ、医療機関への受診、身元引受人又は御家族への連 絡を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

12 非常災害時の対策

12 非吊灰書時の対象					
非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠消防計画」に従っ て非常時の緊急対応を行ないます。				
近隣との協力関係	当施設は、大豆島上区自主防災会・西風間自主防災会と「災害時に おける協力応援体制に関する協定書」により近隣防災協力を締結し、 非常時の相互の応援を約束しています。(平成10年10月2日締結)				
	別途定める「特別養護老人ホームフランセーズ悠消防計画」に従って、年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加して実施します。				
	設備名称	個数	設備名称	個 数	
平常時の訓練及び防災設備	スプリンクラー	あり	防火扉シャッター	あり	
	非常階段	あり	屋内消火栓	あり	
	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり	
	誘導灯	あり	漏電火災報知器	あり	
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり	
	カーテン・蒲団等は防炎性のあるものを使用しています。				
消防計画	消防署への届出日 2025 年●月● 日 防火管理者 内山 拓哉				

13 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	苦情解決責任者	施設長	宮澤	美津子	
	苦情受付担当者	介護支援専門員	酒井	広之	
当施設ご利用の場	第三者委員 青木千代紀				
合の相談	ご利用時間 土	土日曜日・祭日を除く毎日9:00~17:00まで			
	ご利用方法 電	話・面談・手紙等い	ずれのフ	方法でも結構です。	

(2) 次の公的機関において苦情申し立てができます。

長野市保健福祉部介	所在地 電話番号	長野市大字鶴賀1613 026-224-7871
護保険課	FAX	$0\ 2\ 6-2\ 2\ 4-5\ 2\ 4\ 7$
長野県国民健康保険	所在地	長野市大字西長野字加茂北143-8
団体連合会	電話番号	$0\ 2\ 6-2\ 3\ 8-1\ 5\ 8\ 0$
凹件连口云	FAX	0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 6 0
長野県福祉サービ	所在地	長野市中御所岡田98-1
ス運営適正化委員会	電話番号	$0\ 1\ 2\ 0 - 2\ 8 - 7\ 1\ 0\ 9$
/ / 建 / / / / / / / / / / / / / / / /	FAX	0 2 6 - 2 2 8 - 0 1 3 0

14 第三者評価の受審状況

第三者評価の実施の有無	無
-------------	---

15 協力病院等

医療機関の名称	長野赤十字病院
所在地	長野市若里1512番地1
電話番号	0 2 6 - 2 2 6 - 4 1 3 1
診療科目	総合病院
入院設備	あり
医療機関の名称	長野市民病院
所在地	長野市大字富竹1333番地1
電話番号	0 2 6 - 2 9 5 - 1 1 9 9
診療科目	総合病院
入院設備	あり
医療機関の名称	長野中央病院
所在地	長野市西鶴賀1570番地
電話番号	0 2 6 - 2 3 4 - 3 2 1 1
診療科目	総合病院
入院設備	あり
医療機関の名称	医療法人愛和会愛和病院
所在地	長野市大字鶴賀1042番地

電話番号	0 2 6 - 2 2 6 - 3 8 6 3
診療科目	内 科
入院設備	あり
医療機関の名称	中村歯科クリニック(中村直勝)
所在地	長野市稲葉日詰沖1866-8
電話番号	0 2 6 - 2 2 1 - 0 1 1 8
診療科目	歯科
入院設備	なし

16 緊急連絡先及び主治医等

緊急	氏 名	続柄		
連	住 所			
絡先	電話番号	()		
主	病院名	医師名		
治医	住 所			
	電話番号	()		
希	□ 特になし			
望	□ 上記主治医			
す	□ 協力病院			
る	□ その他の医療機関			
救	病院名			
急				
等	所在地			
搬				
送	電話番号			
先				
	※ 諸般の	り事情により、ご希望の医療機関に搬送できない場合もございます。		